

# 子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 27 年 12 月 9 日発行

## 全私保連ニュース 《平成27年度5号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879  
(送信枚数計 4 枚)

### ◇ 保育三団体「平成 28 年度予算への要望」の提出について ◇

◇ 12 月 3 日 (木) 当連盟並びに全国保育協議会、日本保育協会の保育三団体による共同の「平成 28 年度予算への要望」の提出を行いました。

- 各団体の代表者並びに役員により、財務省、内閣府、厚生労働省に対して下記を手交の上、要望活動を行いました。
- 同要望の主旨として次の事項を中心に説明が行われました。
  - ・ 子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」・「質の改善」を実現する総額 1 兆円超の恒久的な財源確保については、現在 0.7 兆円ベースで約 0.5 兆円になっているが、残りの財源も含めてぜひともお願いしたい。
  - ・ 保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善を実現する給付が必要。
  - ・ 乳幼児期の教育の無償化は、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現が必要。
- 各府省の担当者からは、保育三団体からの要望の趣旨については十分理解していることが述べられ、保育士の人材確保推進等取り組んでいきたい旨が述べられました。

平成 27 年 12 月 3 日

公益社団法人全国私立保育園連盟

会長 近藤 遼

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会長 万田 康

社会福祉法人日本保育協会

理事長 大谷 泰夫

#### 平成 28 年度予算への要望

平成 27 年 9 月、政府は、経済最優先を掲げる新政策「新・三本の矢(第一の矢『希望を生み出す強い経済』、第二の矢『夢をつむぐ子育て支援』、第三の矢、『安心につながる社会保障』)」を発表しました。

明日への希望を生み出す強い経済は、礎となる国民一人ひとりの豊かな生活の具現であり、「一億総活躍」の時代を実現するために、第二の矢が目指す目標の達成こそが、要といっても過言ではありません。

子ども・子育て支援を取り巻く環境は、新制度の施行に向けた各自治体の取り組みの進展により、待機児童解消加速化プランの計画値を上回る進捗で急速に拡充が図られてきました。一方で、その現場の担い手の確保や質の確保のための体制整備については緒に就いたばかりであり、実効性を伴った抜本的改善が求められています。

我が国のこれからの担う子どもたちを、適切に育む環境醸成の実現に向けて、平成 28 年度予算について、次のとおり要望します。

1. 子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」・「質の改善」を実現する総額 1 兆円超の恒久的な財源確保が必要です
2. 保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善を実現する給付が必要です
3. 乳幼児期の教育の無償化は、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現が必要です

1. 子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」「質の改善」を実現する総額 1 兆円超の恒久的な財源確保が必要です
  - 「質の改善」を伴った子ども・子育て支援の充実を実現するためには、子ども・子育て会議での共通理解でもある、消費税以外の 0.3 兆円を含む総額 1 兆円超の財源確保が必要不可欠です。
  - 0.3 兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたっては、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』の以下の項目が肝要です。
    - ・職員の定着・確保を図るための職員給与の改善(+5%)
    - ・1 歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)
    - ・4・5 歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)
    - ・保育士等 1 人当たり年間 5 日の研修機会を確保するための代替職員の配置
    - ・栄養士(非常勤)を配置又は活用して給食を実施する場合に対する費用の措置
    - ・障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の、地域の療育支援を補助する者(非常勤)の配置
2. 保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善を実現する給付が必要です
  - 11 時間を開所する職員配置に見合った給付に改善してください
  - チーム保育等、保育の質の向上のための加配配置を加算評価してください
  - 11 時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状、3 時間分の非常勤保育士分とされている給付を、開所と配置の実態に見合った内容へ改善することが必要です。
  - 保育士等が保育に従事している配置状況について、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士の勤務時間は、ほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。例えば、幼稚園教諭と同様に、2 時間の研修及び教材準備時間が確保されるようにすること等が必要です。
  - また、認定こども園及び幼稚園では、「低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合」にチーム保育加配加算がありますが、保育の質の向上のために保育士を加配配置する保育所についても、その取り組みを評価する加算の創設が望まれます。
3. 乳幼児期の教育の無償化は、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現が必要です
  - 乳幼児期の教育の無償化の更なる拡大は、子育て家庭の負担軽減に直接的に訴えかけるものであり、国民にとって実現が求められることであることは、言を俟ちません。
  - しかしながら、待機児童の問題が十分に解消されていない、すべからく我が国の幼児教育が保障されていない状況に鑑みれば、まずもって解消が望まれる課題に対して財源投入することが、現状練るべき建策であると考えます。
  - 乳幼児期の教育の無償化にむけては、関係閣僚が平成 27 年 5 月 21 日にとりまとめ、同年 7 月 22 日に方向性が確認された「子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成 28 年度予算編成に向けた基本的な考え方について」のとおり、子ども・子育て支援新制度の進展を目的とした 1 兆円超とは異なる財源による、財政支援が必要です。
  - また、上記「基本的考え方」にある、「保育所(0~2 才児)も含めた複数案の試算・検討」にあたっては、利用子どもの保護者がその負担の軽減を実感できる措置が求められます。

《保育三団体代表者による各府省への手交、懇談》



《厚生労働省保育課への手交、懇談》



# ◇ 保育士等確保対策検討会

## 「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」について ◇

◇ 12月4日に開催された厚生労働省の第3回保育士等確保対策検討会において、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ（案）」が協議され了承されました。

以下に同とりまとめについて抜粋してお伝え申し上げます。

第3回保育士等確保対策検討会(平成27年12月4日)	
「資料2 保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ(案)」(抜粋)	
<b>Ⅱ.緊急的な対応方針</b>	
<b>1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化</b>	
<b>【対応方針】</b>	
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に緩和し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者等を配置することを許容している(地方分権の提案を受けて実施)。	
○ 平成28年度以降については、省令を改正することにより各年齢別で定める配置基準により算定される数が2人を下回っており、かつ朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、1人は保育士資格を有さない一定の者も活用可能とする。	
<b>【質確保のための措置】</b>	
○ 「保育士資格を有さない一定の者」については、質の確保の観点から、 ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者 ・子育て支援員研修を修了した者 ・家庭的保育者 など、適切な対応が可能な者に限ることとする。	
○ 以下の2. 3. に定める要件弾力化案を併せて実施する場合においても、保育士を常時1名以上配置することとする。	
<b>2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用</b>	
<b>【対応方針】</b>	
○ 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。	
○ 各教諭の活用に当たっては、 ・幼稚園教諭については主に3～5歳児、 ・小学校教諭については幼保小接続の観点から主に5歳児、 ・養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けないこととし、各教諭及び保健師・看護師・准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲内に限ることとする。	
<b>【質確保のための措置】</b>	
○ 特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における「保育課程論」・「保育の表現技術」(6単位)を履修することが望ましいが、少なくとも子育て支援員研修を受けるなど、保育を行う上で必要な研修等の受講を求めることとする。	
○ また、幼稚園教諭や養護教諭についても、保育を行う上で必要な研修等の受講を促すこととする。	
<b>3. 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化</b>	
<b>【対応方針】</b>	
○ 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者等を活用可能とする。	
○ 公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする。	
※想定される対象範囲	

研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士

**【質確保のための措置】**

○ 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保観点から

- ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
- ・子育て支援員研修を修了した者
- ・家庭的保育者

など、適切な対応が可能な者に限ることとする。その際、これらの者には保育士資格取得を促していくこととする。

○ これらの者は、最低基準で配置されている保育士とともに保育にあたり、また、可能なかぎり、一人を超えた配置に配慮しながら実施することとする。

**Ⅲ.要件弾力化に当たっての全般的な留意事項**

○ 各要件弾力化案については、保育所だけでなく、地域型保育事業や延長保育等においても同様の対応を行うこととする。

○ 特にⅡ2. Ⅱ3. の取扱いについては、団体ヒアリングにおいて一部慎重な意見が出されたことも踏まえ、運用上も、質の確保に影響を及ぼさないよう配慮しながら行うことが必要である。

○ 保育の質の観点から、一定期間において都道府県等から勧告や改善命令等を受けている事業者については、各要件弾力化案の実施を認めないこととする。また、各要件弾力化案について、厚生労働省は、今後、実施自治体・事業者の事例等を十分把握した上で、保育の質への影響を継続的に検証していくこととする。

○ 今回の緊急的な対応により、保育士資格を有しない一定の者を活用するにあたっては、保育士が保育の業務に専念できるよう、保育に直接的に関係のない事務作業等は、保育士以外の保育補助者が実施するなど、業務分担を見直すことが望まれる。これに関連して、国としても保育士の負担を軽減するための支援を行うことが必要である。

○ また、国は、今回の緊急的なとりまとめに係る対策にとどまることなく、引き続き更なる保育士確保対策の強化に取り組むべきである。

○ なお、これに向けて行われた第2回の保育士等確保対策検討会では関係団体に対するヒアリングが行われました。当連盟の意見等については、別途機関紙等でお伝えしていく予定です。

※ 下記の厚生労働省サイトより資料の入手・閲覧ができます。

厚生労働省ホーム> 政策について> 審議会・研究会等> 雇用均等・児童家庭局が実施する検討会等> 保育士等確保対策検討会  
> 第3回保育士等確保対策検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106237.html>

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp